⑷　対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ又は中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ若しくは小牧ＩＣ	名古屋環状２号線、名古屋高速道路公社が管理する道路又は名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ
ロ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋環状２号線、名古屋高速道路公社が管理する道路、又は名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ又は中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ若しくは小牧ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．名神集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に掲げる指定ＩＣ１で流入し、指定ＩＣ２で流出又は指定ＩＣ２で流入し、指定ＩＣ１で流出するＥＴＣ車。ただし、工事に伴う迂回を目的として⑸に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。

ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年11月８日から令和７年11月27日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
本郷ＩＣ及び名古屋ＩＣを除く名古屋環状２号線の各ＩＣ	第一東海自動車道の春日井ＩＣから東京ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田南ＩＣから新御殿場ＩＣまで及び厚木南ＩＣ
名古屋高速道路公社の管理する道路の各ＩＣ	中部横断自動車道の富沢ＩＣ 中央自動車道西宮線の小牧東ＩＣから伊北ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道の豊田松平ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　経由地点

第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状２号線又は名古屋市道高速２号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状２号線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部

⑹　料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、次の各項に掲げるＩＣについては、同一のＩＣとして取扱う。

1	大治北ＩＣ	甚目寺南ＩＣ	—
2	甚目寺北ＩＣ	清洲西ＩＣ	—
3	平田ＩＣ	山田西ＩＣ	山田東ＩＣ（清洲ジャンクション方面からの通行を除く）
4	松河戸ＩＣ	小幡ＩＣ	—
5	大森ＩＣ	引山ＩＣ	上社ＩＣ
6	千音寺南ＩＣ	大治南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
7	清洲東第一ＩＣ	清洲東第二ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
	名古屋高速道路公社が管理する春日入口・出口	—	—
8	山田東ＩＣ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
9	上社南ＩＣ	植田ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する高針入口・出口
10	名古屋高速道路公社が管理する一宮西春入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する西春入口・出口	—
11	名古屋高速道路公社が管理する堀の内入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する小牧南入口・出口	—
12	名古屋高速道路公社が管理する豊山北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する豊山南入口・出口	—